

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード						入力	
活動区域の区分						資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 全国（2都道府県以上） <input type="checkbox"/> 埼玉県内						<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

## 届出事項等の異動届

令和 年 月 日

(宛先)  
総務大臣  
埼玉県選挙管理委員会

政治団体の名称	
事務所の所在地	埼玉県
代表者の氏名	

上欄には届出事項の変更後の内容(新の内容)を記入してください。

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異動内容			異動年月日
ふりがな				令和
政治団体の名称	新			・
	旧			
主たる事務所の所在地	新	(〒 ) 電話 ( ) 埼玉県		令和
	旧			・
主たる活動区域		<input type="checkbox"/> 埼玉県から全国へ ・ <input type="checkbox"/> 全国から埼玉県へ <input type="checkbox"/> その他 ( )		令和
				・
区分		氏名	住所・電話	生年月日
ふりがな			〒 電話 ( )	大・昭・平
代表者	新			令和
	旧			・
ふりがな			〒 電話 ( )	大・昭・平
会計責任者	新			令和
	旧			・
ふりがな			〒 電話 ( )	大・昭・平
会計責任者の職務代行者	新			令和
	旧			・
その他		<input type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 被推薦書の内容 ( ) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(無から有へ) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(有から無へ) <input type="checkbox"/> 支部の有無の異動(無から有へ) <input type="checkbox"/> 政党の支部に関する届出事項の異動(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> その他 ( )		令和
				・
政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名 ( ) 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )		令和
	旧	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名 ( ) 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )		・

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名: )				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

(注意)

- 1 □にチェックを入れること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、①代表者本人による署名（自署）、②記名押印、③記名（代表者本人が届け出る場合は代表者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示、代理人が届け出る場合は、代表者からの委任状及び代理人の本人確認書類の提示が必要）のいずれかの方法によって記載すること。
- 3 異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
- 4 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。
- 5 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 6 「主たる事務所の所在地」は、「〇〇市〇〇町〇-〇-〇、〇号室（〇〇方）」「〇〇郡〇〇町〇〇〇」まで記載すること。
- 7 生年月日の年号欄の該当するものに○をすること。
- 8 会計責任者と会計責任者の職務代行者は、同一人が兼務することはできないので、それぞれ別の者を選任すること。
- 9 「支部の有無」「課税上の優遇措置の適用関係の有無」「生年月日の年号」欄は、該当するものに○をすること。
- 10 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。  
この優遇措置の対象となる団体（適格団体）は次のような団体に限られる。
  - ①政党及び政党支部
  - ②政治資金団体
  - ③現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体（国会議員氏名届を提出）
  - ④政策研究団体（国会議員氏名届を提出）
  - ⑤衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会  
（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出）  
注：一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。
- 11 設立届の際に併せて提出した規約の内容に異動があった場合、新しい規約を添付すること。  
（原則名称の変更は規約の変更となるので、新しい規約が必要）
- 12 公職の候補者に係る公職の種類は、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、記入すること。
- 13 資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
- 14 「政治団体の区分」について、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」に該当なしから該当（該当から該当なし）に異動した場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」（「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」）を添付すること。
- 15 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があった場合は、異動内容を記載した文書を添付すること。
- 16 郵送等での提出はできないので、県選挙管理委員会に直接提出すること。